

告発の現場から⑧

－相場変動目的の暴行・脅迫の告発－

1 プットオプションや空売りで大儲けしようとする悪者の話

このあいだレンタルビデオ屋で「サブウェイ 1 2 3 激突」という映画を借りてきて見ました。ウォール街で働いていたジョン・トラボルタ扮する元証券マンが、金融危機のあおりで失業し、ごろつきを集めて銃で武装し、ニューヨークの地下鉄ジャックをして乗客を人質に取り、ニューヨーク市長に身代金を要求するという筋立てで、ディンゼル・ワシントン扮する地下鉄運行司令員との息詰まるかけひきが見ものの映画です。それで、ネタバレをお許しいただきたいのですが、元証券マンの犯人の真の狙いは身代金ではなくて、彼はニューヨーク株式市場のプットオプションを買っていて、派手な地下鉄ジャック事件を起こすことで株価を暴落させ、プットオプションで大儲けしようというものでした。

映画の話をもう一つ。「007 カジノ・ロワイヤル」という映画ですが、この映画でのジェームズ・ボンドの敵役は、世界中の犯罪組織から資金を集めて運用する闇のファンドマネージャーですが、この悪者は、予めある航空機メーカーの株券を大量に空売りしておいて、その航空機メーカーが開発した新型ジェット旅客機のテスト飛行の際に、飛行機に時限爆弾を仕掛けて爆破し、テスト飛行を失敗させ、航空機メーカーの株価を暴落させて大儲けしようとしていました。しかし、ジェームズ・ボンドによって爆破は阻止され、テスト飛行は成功、株価は上がってこの悪者は大損してしまいます。

このようにプットオプションや空売りは、映画の中の悪者がテロ行為によって大儲けしようとする際の小道具によく使われますが、映画の中だけでなく、現実世界においても、9.11同時テロの際、ビンラディンはプットオプションを買っていたという噂もありますし、随分昔の話になりますが、グリコ・森永事件の犯人は空売りで儲けようとしたのではないかとの説もありました。これらはあくまで「噂」とか「説」に過ぎませんが、今回取り上げる「株式会社ドン・キホーテ店舗への放火による相場変動目的暴行・脅迫事件」は、現実に起こった事件です。

(注1) プットオプションとは、ある商品を予め決められた一定の価格で売ることが出来る権利です。ある投資者が、株価がこの先下落すると予想したとします。例えば、日経平均株価が今 10,000 円だったとします。そして、株価が将来下落すると予想した投資者が、行使価格 9,500 円のプットオプションを 300 円のプレミアム(＝代金)で買ったとします。それで、日経平均株価が予想通り 9,000 円に下落したとします。日経平均オプションの売買単位は指数値の 1,000 倍なので、 $300 \text{円} \times 1,000 = 30 \text{万円}$ でプットオプションを購入したことになります。他方、プットオプションを行使することによって得る利益は、 $(9,500 \text{円} - 9,000 \text{円}) \times 1000 = 50 \text{万円}$ となるので、トータルでこ

の投資者は 50 万円－30 万円＝20 万円の儲けとなります。儲けは株価が下落すれば下落するほど大きくなります。「サブウェイ 1 2 3 激突」の犯人は、自ら地下鉄ジャック事件を起こし、ニューヨーク市場の株価を暴落させ、プットオプションで大儲けしようとしたわけです。なお、プットオプションとは反対に、ある商品を予め決められた一定の価格で買うことができる権利をコールオプションといいます。コールオプションは株価が将来上がると予想した投資者が買いますが、株価が上がれば上がるほど儲けは大きくなります。しかし、残念ながら、テロなどの破壊工作によって人為的に株価を下げることはできても、人為的に株価を上げることはできません（それができるなら、会社経営者も金融庁はじめ経済官庁も苦勞はしません。）。それで、プットオプションや空売りは映画の小道具に使われても、コールオプションの出番はないということになるわけです。

(注2) 本件ドン・キホーテの事件に先立つ平成 18 年 1・2 月、広島・山口両県内のショッピングセンター・ゆめタウンの店舗に時限発火装置などが仕掛けられた事件が起きましたが、同事件の犯人は、ゆめタウンの運営会社イズミの株券を空売りした上で、放火をしたり、陳列棚のカップラーメンに睡眠薬を混入させたりして、騒ぎを起こし、イズミの株価を下落させて儲けようとしたものです。この事件では、犯人は、現住建造物等放火未遂罪や威力業務妨害罪等に問われておりますが、金融商品取引法第 158 の相場変動目的暴行・脅迫には問われてはおりません。

2 告発事案の概要

証券取引等監視委員会（以下「証券監視委」といいます。）は、「株式会社ドン・キホーテ店舗への放火による相場変動目的暴行・脅迫事件」について、神奈川県警察本部と合同で調査・捜査を進め、平成 20 年 11 月 26 日には平成 20 年 7 月の犯行について、平成 20 年 12 月 17 日には平成 20 年 5 月の犯行について、それぞれ横浜地検に告発いたしました。（本件については、[平成 20 年度版年次公表](#) 85 頁以下もご覧ください。また、同事件の公判については、[平成 21 年度版年次公表](#) 123 頁をご覧ください。）

【告発の対象となった犯則事実】

(1) 平成 20 年 11 月 26 日告発

犯則嫌疑者は、株式会社ドン・キホーテ株券について、あらかじめ信用取引によって同株を売却しておき、同社店舗の安全性に対する不安を煽るなどして同株の株価を下落させた上、同株を安値で買い戻して利益を得るため

第 1 平成 20 年 7 月 2 日、営業中のドン・キホーテ東名横浜インター店 2 階アパレルコーナーにおいて、同所に設置された衣類陳列棚付近の床面上にあらかじめペットボトルに入れて用意したガソリンを散布し、ライターでこれに点火して火を放ち、同所の床、陳列棚等に火を燃え上がらせ、もって有価証券等の相場の変動を図る目的

をもって暴行をし

第2 同月3日午後7時23分ころ、横浜市中区内に所在するコンビニエンスストアに設置されたファクシミリ送信機を使用し、株式会社神奈川新聞社読者広報センターあてに「ドン・キホーテへの制裁はまだ続きます これよりの御社に送る内容を記事として掲載するか否かはお任せ致しますが、ドン・キホーテへの抗議として捉えて頂きたい。7/5（土）県内において二度目の制裁を行う。夕暮れ時に決行」などと記載した文書を送信し、同新聞社からの通報を受けた神奈川県警察官等を介し、同月4日、その文書の内容をドン・キホーテ本社に伝達させ、同社の財産、信用等に危害を加える旨同社に告知し、もって有価証券等の相場の変動を図る目的をもって同社を脅迫し

たものである。

(2) 平成20年12月17日告発

犯則嫌疑者は、株式会社ドン・キホーテ株券について、あらかじめ信用取引によって同株を売却しておき、同社店舗の安全性に対する不安を生じさせるなどして同株の株価を下落させた上、同株を安値で買い戻して利益を得るため

第1 平成20年5月26日、営業中のドン・キホーテ港山下店1階アパレルコーナーにおいて、ライター用オイルを染み込ませたティッシュペーパー入りビニール袋を同所に陳列されていた衣類に貼付し、その衣類にオイルライターで点火して火を放ち、さらに、同店1階寝具コーナーにおいて、前同様のビニール袋を同所に陳列されていた布団類在中の段ボール箱に貼付し、点火したオイルライターをそのビニール袋の直下に置いて火を放ち、アパレルコーナーの衣類を燃え上がらせ、もって有価証券等の相場の変動を図る目的をもって暴行をし

第2 同社の店舗建物に放火する旨犯行を予告しようとして、同月29日、横浜市中区から新聞社4社あて及び株式会社ドン・キホーテ本社あてに「警告 深夜の騒音、治安の悪化に対し改善の申入れを幾度も行ったが、何の対処対策案が出されないのは非常に不快であり残念である。従って我々は強行手段に訴える事とする。先の環八世田谷店と同規模の被害を神奈川県内数店舗に与える。先日の新山下店でこの一件でこれが冗談の類でない事の証とする。」などと記載した文書を郵送し、同月31日及び同年6月1日、ドン・キホーテ幹部社員に、前記各新聞社からの通報を受けた警視庁警察官等を介して、あるいは、株式会社ドン・キホーテ本社あて文書を閲覧させて、各文書の内容を了知させ、同月2日、同人らをして、これをドン・キホーテの代表者に伝達させ、同社の財産、信用等に危害を加える旨同社に告知し、もって有価証券等の相場の変動を図る目的をもって同社を脅迫し

たものである。

3 相場変動目的暴行・脅迫とは

金融商品取引法（以下「金商法」といいます。）第 158 条は、「何人も、有価証券の募集、売出し若しくは売買その他の取引・・・のため、又は有価証券等の相場の変動を図る目的をもって、風説を流布し、偽計を用い、又は暴行若しくは脅迫をしてはならない。」と規定しております。

本件は、このうち暴行・脅迫を適用したものです。（偽計については[「告発の現場から①」](#)で解説しておりますので、そちらもご覧ください。また、風説の流布については、最近の適用事例として、[平成 19 年度版年次公表](#) 82 頁に掲載している「大盛工業株券に係る風説の流布事件」（平成 19 年 10 月 30 日、東京地検に告発）をご参照ください。）

「暴行」とは、不法な有形力の行使であるが、間接暴行、すなわち物に対する暴行であっても「証券取引のため」又は「相場の変動を図る目的をもって」行われたものであればこれに含まれる。（平野龍一ほか編「注解特別刑法 補巻（2）」116 頁）とされております。

また、「脅迫」とは、人を畏怖させるに足りる害悪の告知である。「証券取引のため」又は「相場の変動を図る目的をもって」行われたものであれば、取引の相手方に対してなされたものである必要はない。（前掲「注解特別刑法」116 頁）とされております。

金商法の前身である証券取引法は、終戦直後の 1947 年、GHQ の占領下において、GHQ の指導の下、米国 1933 年証券法及び米国 1934 年証券取引所法を日本に移入する形で制定されたものですが、そのような中であって、本条は、珍しく、戦前の旧取引所法の条文を継承するものです。

そのような歴史と伝統のある本条が、制定当初から、空売りしたりプットオプションを買ったりした上で株価を引き下げて儲けようと企ててテロ行為を行うというような今日的な犯行を想定していたかどうかはわかりません。しかし、上記のような「暴行」や「脅迫」の解釈からすれば、本件において、予め空売りをしておいて、安く買い戻すことによって儲けようとして、ドン・キホーテの株価を引き下げるため（＝相場の変動を図る目的をもって）、ドン・キホーテの店舗に放火をしたり（＝物に向けられた不法な有形力の行使であっても「相場の変動を図る目的をもって」行われたのであれば「暴行」に当たる）、犯行声明・予告文をドン・キホーテや報道機関に送りつける行為（＝「相場の変動を図る目的をもって」ドン・キホーテに対して畏怖するに足りる同社の財産・信用等に対する害悪を告知するものであり、かつ報道機関を通じて一般投資者に伝わり、その投資判断にも影響を及ぼし得るものであり、「脅迫」に当たる）は、本条の「暴行」、「脅迫」に当たると考えられます。

なお、本条の構成要件は、相場の変動を図る目的をもって暴行・脅迫を行うことであり、暴行・脅迫の結果、実際に相場が変動することや、相場の変動によって利得を得ることは要件とはされておられません。

4 告発の意義

本件については、横浜にあるドン・キホーテ2店舗に放火し、犯行声明・予告文をドン・キホーテや報道機関に送りつけた犯則嫌疑者を、横浜市警が、まず現住建造物等放火未遂罪と威力業務妨害罪で逮捕しました。そして、同県警が捜査を進める中で、犯則嫌疑者が、空売りで儲けようとして放火や脅迫をした旨、自供したので、同県警から証券監視委に対して、このような行為は金商法違反にも問われるのではないか、と相談が持ちかけられたものです。

証券監視委としては、上記3で述べましたように、本件は金商法第158条の暴行・脅迫に当たると考えましたが、これまで同条の暴行・脅迫の適用事例は1件もなかったことから、法務・検察当局とも協議いたしました。その結果、やはり、本件犯則行為は、単に放火や威力業務妨害罪だけでその刑責が評価され尽くせるものではなく、我が国証券市場に対する重大な破壊行為であり、類似犯を抑止するためにも、金商法第158条の暴行・脅迫にも問うべきであるという結論に達し、暴行・脅迫を初適用しての告発に至ったものです。

本件の公判においては、まさに金商法第158条の適用の可否が争点となりました。弁護側は、現住建造物等放火未遂罪や威力業務妨害罪の成立については争いませんでしたが、金商法第158条の暴行・脅迫には当たらないとして、この点を争ってきました。そして、平成21年11月24日、横浜地裁は判決を出しましたが、同判決においては、まず、暴行について、本条の適用は、株価変動に影響を及ぼす取引の相手方に対するものに限るものではなく、不法な有形力の全てが該当すると解され、また、具体的な相場変動が生じる必要までではなく、相場変動のおそれが生じることで足り、本件放火行為は相場変動のおそれを生じさせるに足りると認められ、金商法第158条の暴行が成立するとしました。また、脅迫についても、本条の適用は、株価変動に影響を及ぼす取引の相手方に対するものに限るものではなく、広く個人に対して適用されるものと解され、本件では、ドン・キホーテ代表取締役に対する脅迫行為が認められ、さらに、本件脅迫行為は同社株価の相場変動のおそれを生じさせるに足りると認められ、金商法第158条の脅迫が成立するとしました。そして、被告人の行為は金商法第158条の保護法益である証券市場の健全性に反する行為と認められるとしました。同判決は確定しましたので、今のところ、これが金商法第158条の暴行・脅迫に関する唯一の判例となるわけです。

このように、本件放火行為及び脅迫行為を金商法第158条の暴行・脅迫でも告発したことは、司法判断においても示されたように、放火罪や威力業務妨害罪とは異なる、市場の公正性や投資者保護といった金商法の保護法益の確保を図るものとして大きな意義があったものと思います。そして、映画の中だけでなく、実際に同様の犯行がほかにも行われている現実を考えれば、そのような証券市場に対する悪質な破壊行為を防止する観点からも大きな意義があったものと考えております。